

熊本県公告第477号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成16年5月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	更新した 年 月 日
熊本県肥 第1317号	魚かす粉末	魚粕粉末1 号	窒素全量 ：5.5 りん酸全量 ：8.5	該当なし。	野口寛 熊本県牛深市久玉町 1463 - 13 番地	平成16年 5月9日
熊本県肥 第237号	消石灰	消石灰	アルカリ分 ：60.0	該当なし	木葉石灰企業組合 熊本県玉名郡玉東町 大字木葉 1101 番地	平成16年 5月29日